

令和8年度 事業運営検討W・Gの検討事項

資料5-1

項目	運営方針等決定状況		令和7年度の検討結果	令和8年度に検討すべき主な事項
	方向性	基準等		
一部負担金減免	統一	<ul style="list-style-type: none"> H30年度から、「災害」・「収入減少」の事由に基づく減免は「共通基準」として運営方針「別に定める基準」に定めている。 国が示す基準及び財政支援に基づく一部負担金減免は、府内統一的に実施することを基本として、調整会議での協議により方針を決定。 上記以外の国通知に基づく一部負担金減免は、その必要性や保険料への影響等を勘案したうえで、調整会議での協議により方針を決定。 	—	—
出産育児一時金 葬祭費	統一	<ul style="list-style-type: none"> 「出産育児一時金：健康保険法施行令に規定する金額を府内統一基準（R5.4.1より改正健保令のとおり500,000円） 「葬祭費：府内統一基準 50,000円」 <p>※平成29年度に整理済み(平成30年4月統一)</p>	—	—
保健事業	統一	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査： 血清クレアチニン検査(eGFR)、血清尿酸検査、血糖検査(HbA1c)について、特定健康診査の基本的な項目に加えて実施 人間ドック： 特定健診の検査項目等を充足する検査項目について、府内全市町村で実施 <p>※平成29年度に整理済み(平成30年4月統一)</p> <p>独自事業分の財源は、標準保険料率(事業費納付金の対象経費)で確保するものとする。標準保険料率で賄う対象経費は、府保険料総額(医療分)の3.5%(被保険者数10万人以上の保険者)、5.0%(その他の保険者)を保健事業分の上限として、事業費納付金の対象となる保健事業費(共通分)を除く部分を独自事業分とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保健事業実施にあたっての財源の充て方や考え方に基づき、令和8年度保健事業について、独自事業分は申請事業を全て採択し、効果的取組は採択なしとした。 保健事業(独自事業分)の内容を取り纏め、全市町村間で共有するにあたり、調書様式を一部改訂。 保険者努力支援制度の評価点下位の市町村への介入支援に関し、千早赤阪村及び阪南市を支援対象に決定し、府が実施する国保ヘルスアップ支援事業「市町村保健事業への介入支援事業」において介入支援を実施中。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健事業の事業評価や、令和8年度事業(独自事業分)の取り纏めの共有について、検討を行う。 令和9年度保健事業の募集及び事業決定を行う。 保険者努力支援制度の評価点下位の市町村に対し、介入支援を実施する。
医療費適正化 (医療費通知、ジェネリック差額通知など)	統一	<ul style="list-style-type: none"> 医療費通知及びジェネリック差額通知： 実施回数、記載項目、通知の規格について、府内共通基準を設定 <p>※平成29年度に整理済み(平成30年4月統一)</p>	<ul style="list-style-type: none"> マイナ保険証への移行により、マイナポータルでも医療費が確認できることを踏まえたうえで、医療費通知のサービス機能が損なわれないことを前提として、他の保険者における通知回数等も参考に、通知回数を2回とし、見直す時期は令和9年度からとした。 	—

令和8年度 事業運営検討W・Gの検討事項

項目	運営方針等決定状況		令和7年度の検討結果	令和8年度に検討すべき主な事項
	方向性	基準等		
予防・健康づくり等の推進	—	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施し、府は市町村に対して、必要な助言・支援を行うという役割分担を踏まえ、保険者努力支援制度（予防・健康づくり支援交付金）の活用を図り、それぞれの取組みを行う。 	—	—
施術療養費の支給に係る共通基準の設定	—	<ul style="list-style-type: none"> 「柔道整復」及び「あん摩・マッサージ、はり・きゅう」の施術に係る国等の議論の状況を踏まえ、府内共通基準の指標の設定について調整会議等において検討を進める。 	—	—
府による給付点検	—	<ul style="list-style-type: none"> 当面は、国の例示項目が府による点検内容の対象 具体的な点検内容については、国保総合システムのレセプト点検機能等を踏まえ、今後、検討を進め、可能なものから実施に努める。 「大阪府給付点検調査に係る事務処理方針」(平成31年3月策定)に基づき運用。 ※平成30年度に整理済み(令和元年度から運用) 	—	—
不正利得等の回収	—	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、保険医療機関等による大規模な不正が発覚した場合、広域的又は医療に関する専門的な見地から、市町村の委託を受けて、不正請求等に係る費用返還を求める等の取組みを行うことが可能 「大阪府における国民健康保険診療報酬等の不正利得の回収に係る事務処理規約」(平成31年4月施行)に基づき運用。 ※平成30年度に整理済み(令和元年度から運用) 	—	—
過誤調整	—	<ul style="list-style-type: none"> 保険者間調整の実情把握 保険者間調整の円滑化に資する取組(他の保険者(特に被用者保険)に対する制度の理解・協力の求めや、好事例の横展開など) 過誤調整できなかつた場合の速やかな債権回収の実施 過誤調整の未然防止に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 保険者における資格管理の徹底(被保険者本人に対する定期的な確認や、住民基本台帳担当部署や年金事務所との連携、オンライン資格確認等システムにより提供される資格重複状況結果一覧を活用した適正な資格管理など) (イ) 広報等を活用した被保険者への周知(資格の取得喪失手続きの時期を逸しないことや、自身の資格を確認せずに保険給付を受けることの未然防止、被保険者の適用に係る周知用リーフレットの窓口配架など) 	—	—

令和8年度 事業運営検討W・Gの検討事項

項目	運営方針等決定状況		令和7年度の検討結果	令和8年度に検討すべき主な事項
	方向性	基準等		
あはき療養費受領委任制度導入検討	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険給付費交付金の連合会直接払い ※令和元年度に整理済み(令和元年度から運用)	—	—
第三者行為求償	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村における第三者行為求償事務の取組に関する進捗管理 ● 第三者行為の早期の把握、損害保険関係団体との覚書に基づく連携 ● 求償能力の向上、事務手続きの効率化に資する取組の実施(府国保連合会が開催する研修会への管理職の継続的な参加、第三者行為求償事務に関する技術的助言を行うアドバイザーや弁護士を活用) ● 被保険者への制度周知 ● 府における第三者行為求償事務の取組状況の把握、改善に向けた指導助言の実施、広域的課題の解決に向けた府と市町村相互間の連携した対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三者行為求償事務の都道府県への委託については、事務規約の策定にあたり、府議会及び各市町村議会の議決を要するなどの課題があること、一方、現状の国保連への事務委託において大きな課題等は生じていないことなどを踏まえ、引き続き、国の動向や他の都道府県の情報を共有していくこととし、新たな動きがあれば協議。 	—
被保険者証	様式	統一	● 運営方針「別に定める基準」に記載の様式に統一	—
	更新時期有効期間	統一	● 「11月1日更新、有効期間は1年間」	
	交付方法	—	—	
	被保険者番号	—	● 現行どおり、各市町村の付番ルールに基づいて付番	
世帯の継続性	統一	● 国が示す基準どおりに判定	—	—
その他の証	—	● 被保険者証以外の様式について、国民健康保険施行規則に定められている様式を府内共通様式とし、各市町村において、システム改修のタイミングで統一	—	—

令和8年度 事業運営検討W・Gの検討事項

項目		運営方針等決定状況		令和7年度の検討結果	令和8年度に検討すべき主な事項
		方向性	基準等		
収納対策	短期証	—	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勧奨し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする 	<ul style="list-style-type: none"> 収納率向上に向けた収納対策について、令和6年度に作成した「収納率が低い要因分析シート」を活用した分析状況及び各市町村における取組み状況等を共有。滞納整理の取組みについて、意見交換を実施。 在留外国人への国保制度の周知について、各市町村が作成している多言語翻訳されたパンフレット、リーフレットの共有を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 収納事務の資質の向上を促進するためのQA集の作成を進める。
	資格証明書	—	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勧奨し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする 		
	その他	—	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勧奨し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする 「収納担当者研修会」の実施 大阪府域地方税徴収機構との連携 		
	滞納処分	—	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勧奨し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする 		
インセンティブ(収納)		—	<ul style="list-style-type: none"> 目標収納率及び規模別収納率上昇目標値を設定 	—	—
広報活動		—	<ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化に関する啓発など、被保険者や関係機関等に対して府と市町村が連携し、広域のかつ計画的な広報活動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度の広報共同実施について、広報項目及び実施スケジュールを決定。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和9年度の広報共同実施について、広報項目及び実施スケジュールについて、検討を行う。

令和8年度 事業運営検討W・Gの検討事項

項目	運営方針等決定状況		令和7年度の検討結果	令和8年度に検討すべき主な事項
	方向性	基準等		
精神・結核 給付	—	<ul style="list-style-type: none"> これまでの経過や被保険者(給付対象者)への影響を考慮し、当面の間は現行制度を継続 他制度との整合性或公平性確保の観点を踏まえ、概3年ごとに実態調査を実施し、調整会議において方向性を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度以降のあり方について、各市町村における給付実績や他制度の状況等の実態調査及び市町村の意向調査(継続及び廃止)の結果を踏まえ、検討を行い、当面の間は、現行制度を継続することとした。 	—
高額療養費 の計算方法 等	—	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費の計算方法や申請勧奨事務については、適宜、事務運用を定めて実施。 申請手続きの簡素化については、原則として実施。 	—	—
高齢者の保 健事業と介 護予防の取 組みとの連 携	統一	<ul style="list-style-type: none"> 市町村における国保の保健事業と後期高齢者医療制度の保健事業、介護保険の地域支援事業との一体的な実施を推進。 府は、高齢者の保健事業と介護予防の取組を一体的に推進する市町村に、適切な助言や支援等を行う。 	—	—
円滑な制度 運営に向け た調整	—	<ul style="list-style-type: none"> 客観的な事実に基づき、重大な事象等が生じていると認められる場合には、状況の把握・分析、評価することにより検証を行い、調整会議等の意見を聴きながら、運営方針に沿った対応措置を別途設ける。 	—	—

※「検討すべき主な事項」・「検討状況」欄に記載している「—」について、既に整理済み及び方向性等が決定、また国の動向を注視するものとして表記しているが、今後、必要に応じて検討するものとする。